お客様各位

MJS Medical News メディカルニュース

第 234 号（2025/05/01 号）

Management Information

連載 会計実務概論「病医院会計のすべて」

第２部　病院会計制度概論

第 12 章　財務諸表の分析　財務諸表の見方

12-1-1　貸借対照表の見方

貸借対照表を観察しようとする場合、個々の項目の金額を直視するのではなく、これらの金額をブロックとしてとらえることが重要である。

まず、借方については資産の部が掲載されている。そこで、流動資産、固定資産の総額を把握しておく。そして、流動資産については、当座資産とたな卸資産とその他の流動資産に区分しておく。さらに、固定資産については有形固定資産、無形固定資産、その他の固定資産に区分して金額を把握しておくようにする。

また、貸方については負債の部と純資産の部が掲載されている。よって、それらの総額を把握しておくことが基本となる。負債については流動負債、固定負債に区分して金額を把握しておく。

次に、これらの金額の相互関係、たとえば、流動資産と流動負債の関係、負債と純資産の割合（資金調達の構成）、固定資産と純資産＋固定負債との関係などを観察する。この結果を病院の財政状態の良否やその変化を判断する場合の基本的な情報として役立てる。

図表 12-1　貸借対照表の考え方

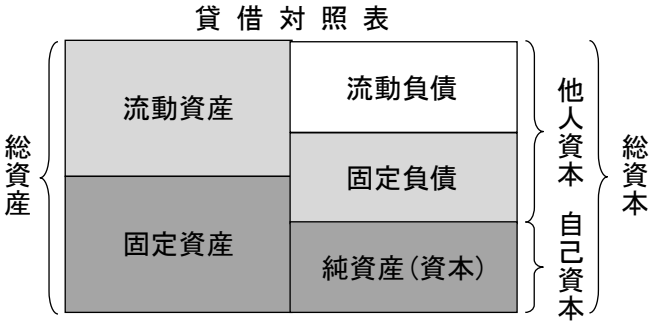

12-1-2　損益計算書の見方

これまで述べてきたように、損益計算書については区分表示の原則にもとづいて作成されている。区分表示の原則とは、単純に利益を表示するだけではない。それをもたらした収益および費用について、その発生源別に区分けして示すものである。この結果、病院の収益力を正確に情報として伝えようとしている。

損益計算書における利益はこの区分表示の原則にもとづいて、医業利益、経常利益、当期純利益という順序で示されている。そこでまず、これらの利益を観察することによってどのような情報が得られるかを十分理解しておく必要がある。

＜続く＞

（井出健二郎著「病医院会計のすべて」日本医療企画より）

介護人材確保補助金 交付率決定

厚生労働省は、「介護人材確保・職場環境改善等事業の実施について」を発表して慢性的な人材不足の介護業界への補助金交付率を決定しました。

介護事業所の形態などによって、交付率は異なりますが、標準的な職員配置の事業所で、常勤の介護職員一人当たり５万４千円相当の補助を実施するとしています。

補助金の対象者は、介護サービス事業所等に勤務する介護職員はもちろんですが、介護サービス事業所等において、介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能としています。

補助金の要件は、介護サービス事業者又は介護保険施設は、職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していなければならないという条件があります。

① 介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
② 業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）
③ 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

表１　介護保険事業費補助金（介護人材確保・職場環境改善等事業）対象サービス

サービス区分	交付率
訪問介護	10.5%
夜間対応型訪問介護	10.5%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10.5%
（介護予防）訪問入浴介護	6.3%
通所介護	6.4%
地域密着型通所介護	6.4%
（介護予防）通所リハビリテーション	5.5%
（介護予防）特定施設入居者生活介護	7.4%
地域密着型特定施設入居者生活介護	7.4%
（介護予防）認知症対応型通所介護	13.2%
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	8.4%
看護小規模多機能型居宅介護	8.4%
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	11.3%
介護福祉施設サービス	8.3%
地域密着型介護老人福祉施設	8.3%
（介護予防）短期入所生活介護	8.3%
介護保健施設サービス	4.3%
（介護予防）短期入所療養介護（老健）	4.3%
介護医療院サービス	2.7%
（介護予防）短期入所療養介護（病院等・医療院）	2.7%

注　介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問型は訪問介護と、通所型は通所介護と同じとする。
注　短期利用型サービスも含む。

©MJS